

令和 2 年度
行政監査結果報告書

自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可及び貸付けについて

令和 3 年 3 月
中野区監査委員

中野区監査委員告示第6号

令和2年度行政監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和2年度行政監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

なお、高橋信一監査委員については、同法第199条の2の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの経営室において執行された行政監査対象事務及び平成31年4月1日から令和元年6月30日までの総務部において執行された行政監査対象事務の監査には関与していません。

令和3年3月24日

中野区監査委員	高橋信一
同	下田政廣
同	太田隆之
同	小林善一

目次

第1	監査の実施期間	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の基本方針	1
第4	監査の着眼点	1
第5	監査の実施方法	2
第6	調査結果	2
第7	監査の結果	1 3
第8	意見	1 3

令和2年度行政監査結果報告

第1 監査の実施期間

令和2年11月18日（水）から令和3年3月24日（水）まで

第2 監査の対象

1 監査のテーマ

自動販売機設置に係る行政財産の目的外使用許可及び貸付けについて

2 対象事務

- (1) 令和2年度に行政財産の目的外使用許可又は公園施設の設置許可により設置された飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）について
- (2) 令和2年度に行政財産の貸付けにより設置されている自販機について
- (3) 令和2年度に設置されている自販機の入札業務について

3 対象部局（課）

対象となる事務を行っている部（課）

第3 監査の基本方針

行政財産は、行政目的の達成のために使用されるものである。そのため、貸し付けたり私権を設置する行為は原則として禁止されているが、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。また、平成18年の地方自治法の改正により、行政財産である建物の一部を貸し付けること等が可能になった。

区においては、区有財産の有効活用による更なる歳入確保のため、平成25年度から自販機の設置について、目的外使用許可から貸付けの方法に移行を進めている。

現在、行政財産における自販機の設置は、目的外使用許可によるものと貸付けによるものが混在している。また、目的外使用許可には、指定管理者に許可しているものと使用料を免除して許可しているものがある。これらを踏まえて、自販機の設置状況等を把握し、設置に係る事務手続が適正に行われているか、行政財産は有効に活用されているかといった観点から監査を実施した。

第4 監査の着眼点

- 1 貸付事業者の選定、目的外使用の許可等、設置に係る事務は適正に行われているか。
- 2 使用料、貸付収入等の算定及び徴収、機器の管理等が適正に行われているか。
- 3 歳入の確保、指定管理料との調整等、行政財産は有効に活用されているか。
- 4 自販機の設置が、区全体として適切に行われているか。

第5 監査の実施方法

自販機の設置に係る事務を行っている課に対して調査票及び関係資料の提出を求めるとともに、その内容を精査のうえ、質問を行い、回答を得る方法によって行った。

第6 調査結果

1 行政財産における自販機の設置根拠

(1) 行政財産の定義

地方自治法第237条第1項において、財産をその管理の態様等に従って公有財産、物品、債権、基金に区分している。公有財産は、行政財産と普通財産に分類され（地方自治法第238条第3項）、行政財産とは、公用又は公共用に使用し、又は使用することと決定された財産である（同条第4項）。本件監査は、行政財産に設置された自販機を対象とした。

(2) 自販機の設置根拠

行政財産は、行政目的の達成のために使用されるものである。従って、この目的を妨げるおそれがある行為、行政財産を貸し付けたり行政財産上に私権を設置する行為は、原則として禁止されている（地方自治法第238条の4第1項）。しかし、次の行為は可能とされている。

① 行政財産の貸付け

行政財産のうち庁舎等の床面積又は敷地に余裕がある場合の貸付け（地方自治法第238条の4第2項第4号）

② 行政財産の目的外使用許可

行政財産の用途目的を妨げない限度において、その使用の許可（地方自治法第238条の4第7項）

③ 公園施設設置許可

公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が公園の機能増進に資すると認められる場合の許可（都市公園法第5条第2項）。

物品販売その他営業行為をしてはならない。ただし、あらかじめ区長の許可を受けた場合は、この限りでない（中野区立公園条例第3条第7号）。

2 行政財産における自販機の設置状況について

(1) 行政財産における自販機の設置状況

令和2年度においては、7部(局)16課の63施設に159台の自販機が設置されている。

<表1 自販機設置一覧(部課別)>

設置部	部台数	設置課	設置施設名	台数
総務部	11	職員課	職員研修センター	1
		施設課	区役所	10
区民部	24	区民文化国際課	もみじ山文化センター(本館)	11
		区民文化国際課	もみじ山文化センター(西館)	8
		区民文化国際課	野方区民ホール	2
		区民文化国際課	なかの芸能小劇場	1
		産業観光課	産業振興センター	2
地域支えあい 推進部	24	介護・高齢者支援課	かみさぎ特別養護老人ホーム	2
		中部すこやか福祉センター	中部すこやか福祉センター	5
		中部すこやか福祉センター	東部区民活動センター	1
		中部すこやか福祉センター	東中野区民活動センター	1
		中部すこやか福祉センター	上高田区民活動センター	1
		中部すこやか福祉センター	上高田高齢者会館	1
		北部すこやか福祉センター	東山高齢者会館	1
		北部すこやか福祉センター	新井区民活動センター	1
		北部すこやか福祉センター	江古田区民活動センター	1
		北部すこやか福祉センター	野方区民活動センター	1
		南部すこやか福祉センター	南部すこやか福祉センター	3
		南部すこやか福祉センター	南中野区民活動センター	2
		南部すこやか福祉センター	弥生区民活動センター	1
		鷺宮すこやか福祉センター	鷺宮すこやか福祉センター	1
		鷺宮すこやか福祉センター	大和区民活動センター	1
鷺宮すこやか福祉センター	上鷺宮区民活動センター	1		
健康福祉部	46	福祉推進課	社会福祉会館	3
		スポーツ振興課	中野体育館	11
		スポーツ振興課	南部スポーツ・コミュニティプラザ	2
		スポーツ振興課	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	11
		スポーツ振興課	キリンレモンスポーツセンター(中野区立総合体育館)	8
		障害福祉課	障害者福祉会館	4
		障害福祉課	かみさぎこぶし園	1
		障害福祉課	弥生福祉作業施設	2
		障害福祉課	大和福祉作業施設	1
		障害福祉課	東部福祉作業施設	3
環境部	7	ごみゼロ推進課	清掃事務所	5
		ごみゼロ推進課	清掃事務所南中野事業所	2

設置部	部台数	設置課	設置施設名	台数
都市基盤部	45	交通政策課	鷺宮南自転車駐車場	2
		交通政策課	鷺宮東自転車駐車場	2
		交通政策課	野方第二自転車駐車場	1
		交通政策課	鍋横自転車駐車場	1
		公園緑地課	江原公園	1
		公園緑地課	白鷺せせらぎ公園	1
		公園緑地課	江古田公園	1
		公園緑地課	沼袋西公園	1
		公園緑地課	城山公園	1
		公園緑地課	谷戸運動公園	1
		公園緑地課	桜山公園	1
		公園緑地課	かえで公園	1
		公園緑地課	宮前公園	1
		公園緑地課	南台公園	1
		公園緑地課	栄町公園	1
		公園緑地課	マロニエひろば	1
		公園緑地課	南台いちょう公園	1
		公園緑地課	本五ふれあい公園	1
		公園緑地課	本二東郷やすらぎ公園	1
		公園緑地課	広町みらい公園	2
		公園緑地課	中野四季の森公園	2
		公園緑地課	江古田の森公園	3
		公園緑地課	平和の森公園	4
公園緑地課	上高田運動施設	10		
公園緑地課	妙正寺川公園	2		
公園緑地課	哲学堂公園	1		
教育委員会 事務局	2	子ども・教育政策課	野方図書館	2
合計	159			159

(2) 設置根拠別の自販機設置状況

設置された自販機159台のうち、貸付けにより設置されたものが51台、目的外使用許可によるものが69台、公園施設設置許可によるものが39台であった。

自販機に係る年間の貸付料と使用料の合計は、31,967,085円であった。

なお、自販機を設置している施設数は63施設であるが、貸付けと目的外使用許可の両方の自販機を設置している施設が4施設あるため、設置根拠別では67施設となる。

<表2 設置根拠別の設置状況>

設置根拠	施設数	設置台数	設置に係る費用の算定方法				年間貸付料 年間使用料 合計(円)
			競争入札	条例による使用料		協定に基づくもの	
				有り	免除		
貸付け	25施設	51台	45台	-	-	6台	21,635,191
許可	目的外使用許可	20施設	-	34台	35台	-	482,460
	公園施設設置許可	22施設	39台	17台	15台	7台	9,849,434
合計	67施設	159台	62台	49台	42台	6台	31,967,085
年間貸付料、年間使用料合計(円)			28,673,025	654,060	0	2,640,000	31,967,085

※貸付けと目的外使用許可の両方の自販機を設置している4施設は、中部すこやか福祉センター、麒麟レモンスポーツセンター、鷺宮南自転車駐車場、鷺宮東自転車駐車場である。

※「条例による使用料」の年間使用料には、中野体育館、鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの貸しロッカー分を含む。

(3) 施設運営形態別の設置状況

自販機が設置された63施設の運営形態は、直営施設が41施設、指定管理者制度導入施設が18施設、施設の使用を法人に承認しているその他が4施設であった。

<表3 施設運営形態別設置状況>

運営形態	施設数	設置台数
直営	41施設	67台
指定管理者制度導入施設	18施設	84台
(内 指定管理者の設置)	(10施設)	(49台)
その他	4施設	8台
合計	63施設	159台

※その他の施設は、かみさぎ特別養護老人ホーム、弥生福祉作業施設、大和福祉作業施設、東部福祉作業施設である。中野区介護保険事業施設条例、中野区障害者福祉作業施設条例に基づき社会福祉法人や特定非営利活動法人に施設の使用を承認している。

(4) 自販機設置一覧

自販機 159 台の設置根拠別の設置状況は次のとおりである。

① 貸付けによるもの 51 台

<表 4 自販機設置一覧(貸付け)>

	設置施設名	設置 台数	設置事業者
1	区役所本庁舎	10	株式会社
2	産業振興センター	2	株式会社
3	かみさぎ特別養護老人ホーム	2	株式会社
4	中部すこやか福祉センター	2	株式会社
5	東部区民活動センター	1	株式会社
6	桃園区民活動センター	1	株式会社
7	東中野区民活動センター	1	株式会社
8	上高田区民活動センター	1	株式会社
9	上高田高齢者会館	1	株式会社
10	東山高齢者会館	1	株式会社
11	江古田区民活動センター	1	株式会社
12	野方区民活動センター	1	株式会社
13	南部すこやか福祉センター	3	株式会社
14	南中野区民活動センター	2	株式会社
15	弥生区民活動センター	1	株式会社
16	鷺宮すこやか福祉センター	1	株式会社
17	上鷺宮区民活動センター	1	株式会社
18	南部スポーツ・コミュニティプラザ	2	株式会社
19	キリンレモン スポーツセンター (中野区立総合体育館)	6	株式会社
20	清掃事務所	5	株式会社
21	清掃事務所南中野事業所	2	株式会社
22	鷺宮南自転車駐車場	1	株式会社
23	鷺宮東自転車駐車場	1	株式会社
24	野方第二自転車駐車場	1	株式会社
25	鍋横自転車駐車場	1	株式会社
	合計	51	

② 目的外使用許可によるもの 69台

<表5 自販機設置一覧(目的外使用許可)>

	設置施設名	設置 台数	使用料 免除	設置事業者
1	職員研修センター	1	○	一般財団法人
2	もみじ山文化センター(本館)	11		指定管理者
3	もみじ山文化センター(西館)	8		指定管理者
4	野方区民ホール	2		指定管理者
5	なかの芸能小劇場	1		指定管理者
6	中部すこやか福祉センター	3	○	一般財団法人
7	新井区民活動センター	1	○	一般財団法人
8	大和区民活動センター	1	○	一般財団法人
9	社会福社会館	2	○	指定管理者
10	社会福社会館	1	○	一般財団法人
11	中野体育館	9		指定管理者
12	中野体育館	2	○	一般財団法人
13	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	3		指定管理者
14	鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	8	○	一般財団法人
15	キリンレモン スポーツセンター (中野区立総合体育館)	2	○	一般財団法人
16	弥生福祉作業施設	2	○	一般財団法人
17	大和福祉作業施設	1	○	一般財団法人
18	障害者福社会館	3	○	一般財団法人
19	かみさぎこぶし園	1	○	一般財団法人
20	東部福祉作業施設	3	○	特定非営利活動法人
21	鷺宮南自転車駐車場	1	○	一般財団法人
22	鷺宮東自転車駐車場	1	○	一般財団法人
23	野方図書館	2	○	一般財団法人
	合計	69		

③ 公園施設設置許可によるもの 39台

<表6 自販機設置一覧(公園施設設置許可)>

	設置施設名	設置 台数	使用料 免除	設置事業者
1	江原公園	1		株式会社
2	白鷺せせらぎ公園	1		株式会社
3	江古田公園	1		株式会社
4	沼袋西公園	1		株式会社
5	城山公園	1		株式会社
6	谷戸運動公園	1		株式会社
7	桜山公園	1		株式会社
8	かえで公園	1		株式会社
9	宮前公園	1		株式会社
10	南台公園	1		株式会社
11	栄町公園	1		株式会社
12	マロニエひろば	1		株式会社
13	南台いちょう公園	1		株式会社
14	本五ふれあい公園	1		株式会社
15	本二東郷やすらぎ公園	1		株式会社
16	広町みらい公園	2		株式会社
	競争入札 小計	17		
17	中野四季の森公園	2		株式会社
18	江古田の森公園	3	○	一般財団法人
19	平和の森公園	4	○	一般財団法人
20	上高田運動施設	10		指定管理者
21	妙正寺川公園	2		指定管理者
22	哲学堂公園	1		指定管理者
	条例による使用料 小計	22		
	総合計	39		

3 着眼点ごとの調査結果

(1) 貸付事業者の選定、目的外使用の許可等、設置に係る事務は適正に行われているか。

① 貸付け、公募による公園施設設置許可に係る事業者の選定について

貸付け、公募による公園施設設置許可にて設置されている自販機は、中野区立総合体育館のネーミングライツの協定に基づく6台を除き、競争入札により設置事業者が決定されており、事業者の選定は適正に行われていた。

競争入札の実施年度と実施台数は次のとおりであった。

平成27年度	33台(18施設)
平成29年度	16台(15施設)
平成30年度	13台(8施設)
合計	62台(41施設)

② 目的外使用許可等、設置に係る事務について

貸付け、目的外使用許可、公園施設設置許可のそれぞれについて、表7の確認資料にて確認を行ったところ、以下のような不適切な事例が2件あり、その他は適切に行われていた。

- ・貸付契約において2台分の落札価額を1台分の価額として契約書に記載していたもの
- ・目的外使用許可において1台で申請されていたものを許可書では2台としていたもの

<表7 設置根拠別確認資料>

設置根拠		確認資料
貸付け		起案、貸付契約書
許可	目的外使用許可	起案、行政財産使用許可・使用料減免申請書、行政財産使用許可書
	公園施設設置許可	起案、公園施設設置許可申請書、公園施設設置許可書

(2) 使用料、貸付収入等の算定及び徴収、機器の管理等が適正に行われているか。

① 使用料、貸付収入の算定及び徴収について

目的外使用許可にて設置され使用料を徴収している34台と、公園施設設置許可のうち競争入札を経ずに設置され使用料を徴収している15台の合計49台について、使用料の算定が中野区行政財産使用料条例、中野区立公園条例に則しているかを確認した。

また、使用料、貸付収入の徴収については、中野区公有財産規則、中野区立公園条例施行規則に定められた時期に適正に行われているか確認した。

使用料の算定及び使用料、貸付収入の徴収は適正であった。

② 電気使用料について

自販機が設置されている63施設、159台について、自販機の電気使用料の徴収状況を確認した。

直営の施設に設置されている41施設、67台を見ると区が徴収しているものが26施設50台、設置事業者が電力会社に直接支払っていたものが14施設16台、併設している施設の使用団体が徴収しているものが1施設1台あった。

指定管理者制度導入施設に設置されている18施設、84台を見ると、指定管理者が徴収しているものが11施設58台、区が徴収しているものが7施設25台、設置事業者が電力会社に直接支払っていたものが1施設1台あった。なお、1施設は指定管理者が徴収しているものと設置事業者が電力会社に直接支払うもの両方があった。

区が社会福祉法人等に施設の使用を承認している4施設、8台を見ると、区が徴収しているものが2施設3台、施設使用の承認を受けている団体が設置事業者から徴収していたものが2施設5台あった。

自販機の電気使用料は、全ての機器に対して適正に徴収されていた。

③ 機器の管理等について

貸付け及び公園施設設置許可により設置された自販機については、貸付契約書、公園施設設置許可書により、自販機の転倒防止策に関する事、販売品の納入等を行う時間、経路に関する事、自販機の環境対応機能に関する事等の設置や維持管理にあたり条件が付されていた。

目的外使用許可により設置された自販機69台のうち62台には、貸付け及び公園施設設置許可にある条件が付与されていなかった。

(3) 歳入の確保、指定管理料との調整等、行政財産は有効に活用されているか。

自販機に係る年間の貸付料と使用料の合計は、31,967,085円であった。

その内訳は次のとおりであった。(表2参照)

- ・貸付けと公園施設設置許可のうち競争入札を経て設置された62台の年間貸付料、使用料の合計は28,673,025円であった。
- ・目的外使用許可と競争入札を経ずに公園施設設置許可にて設置され、使用料を徴収している49台の年間使用料の合計は654,060円で、47台は指定管理者が設置したものであった。
- ・貸付けのうち協定に基づき設置された6台分の年間貸付料は2,640,000円であった。

指定管理者が自販機を設置した施設では、社会福祉会館を除き自販機の収入が指定管理業務の収入として計上されていたが、社会福祉会館では指定管理業務の収入に計上されていなかった。

使用料を免除して設置している42台について、自販機の売上を把握している施設はなかった。42台のうち37台は、一般財団法人中野区障害者福祉事業団(以下「障害者福祉事業団」という。)が設置したもので、補助金を交付している健康福祉部障害福祉課が、毎年度資料を徴取し全体を把握し公益的事業の実施に要する経費や法人運営に係る管理経費の一部として充当されていることを確認していた。

(4) 自販機の設置が、区全体として適切に行われているか。

① 目的外使用許可及び競争入札を経ない公園施設設置許可について

歳入確保のため、貸付けへ移行する方針が平成24年度に示されたが、目的外使用許可及び競争入札を経ない公園施設設置許可による自販機は、10施設、49台設置されていた（表8参照）。

<表8 指定管理者設置自販機>

設置施設名	設置台数
もみじ山文化センター(本館)	11台
もみじ山文化センター(西館)	8台
野方区民ホール	2台
なかの芸能小劇場	1台
社会福社会館	2台
中野体育館	9台
鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ	3台
上高田運動施設	10台
妙正寺川公園	2台
哲学堂公園	1台
合計	49台

② 同種施設における自販機の設置基準について

すこやか福祉センター、区民活動センター、自転車駐車場にて、表9のとおり貸付けと目的外使用許可による設置が混在していたが、設置根拠を区別する基準はなかった。

<表9 同種施設の自販機の設置状況>

設置根拠	設置施設名	設置台数
目的外使用許可	中部すこやか福祉センター	3台
貸付け	中部すこやか福祉センター	2台
貸付け	南部すこやか福祉センター	3台
貸付け	鷺宮すこやか福祉センター	1台
貸付け	東部区民活動センター	1台
貸付け	桃園区民活動センター	1台
貸付け	東中野区民活動センター	1台
貸付け	上高田区民活動センター	1台
目的外使用許可	新井区民活動センター	1台
貸付け	江古田区民活動センター	1台
貸付け	野方区民活動センター	1台
貸付け	南中野区民活動センター	2台
貸付け	弥生区民活動センター	1台
目的外使用許可	大和区民活動センター	1台
貸付け	上鷺宮区民活動センター	1台
貸付け	鷺宮南自転車駐車場	1台
目的外使用許可	鷺宮南自転車駐車場	1台
貸付け	鷺宮東自転車駐車場	1台
目的外使用許可	鷺宮東自転車駐車場	1台
貸付け	野方第二自転車駐車場	1台
貸付け	鍋横自転車駐車場	1台

※目的外使用許可は、全て障害者福祉事業団に使用料免除して許可している。

③ 自販機の災害時対応機能について

貸付けや競争入札を経た公園施設設置許可により自販機を設置する事業者には、設置の条件に、災害時の自販機飲料水無償提供又は災害時無償提供用の備蓄水を付与していたが、目的外使用許可や競争入札を経ない公園施設設置許可により設置する事業者には、災害時に関する対応を設置条件に付与していなかった。

第7 監査の結果

今回、監査結果として指摘に至るまでのものはなかった。なお、指摘には至らないものの、契約書の記載を誤っていたものがあった。この事項については監査委員の命を受けた監査事務局長を通じて、関係者に適正な処理を求めたところである。

第8 意見

本監査を通じ、行政財産における自販機の設置に関していくつか検討を望みたい事項が見受けられたので、次のとおり意見を述べる。

1 障害者福祉事業団の自販機収入について

区が障害者福祉事業団に対し目的外使用許可又は公園施設設置許可をした自販機は37台あり、全て使用料を免除していた。また、区はこの自販機の設置による障害者福祉事業団の収入を把握していたが、その収入とは関係なく、「一般財団法人中野区障害者福祉事業団に対する補助金の交付に関する規則」に基づき、管理運営及びその他必要と認める事業に要する経費に対し、補助金を交付していた。

自販機の設置による障害者福祉事業団の収入は、区の行政財産の使用料を免除して設置されたものから生じており、それは補助金と同様な効果をもたらす障害者福祉事業団への区からの支援となるものである。

自販機の収入と補助金を別々に考えるのではなく、障害者福祉事業団への支援として一体のものと考え、効果的で透明性が高いものにするため、自販機の収入の取扱いを明確にするよう検討されたい。

2 貸付けへの移行に向けた取組について

障害者福祉事業団が設置した自販機37台のうち7台がすこやか福祉センターや区民活動センター、自転車駐車場に設置されていた。それらの施設には、貸付けにて自販機を設置している施設があり、同種の施設に目的外使用許可と貸付けの設置根拠が異なる自販機が混在していた。また、産業振興センター、南部スポーツ・コミュニティプラザ、キリンレモン スポーツセンター、広町みらい公園を除いては、指定管理者に目的外使用許可又は競争入札を経ない公園施設設置許可をしていた。

自販機の設置については、平成24年度に総務部経理課が目的外使用許可から貸付けへの移行を示しているが、所管においてその検討がなされているか疑問が生じるところである。

所管においては、区有財産の有効活用による更なる歳入確保の観点から貸付けへの移行について検討されたい。また、公有財産に関する事務を指導統括する総務部経理課においては所管に対する貸付けへの移行に向けた助言指導を行われたい。

3 指定管理者制度ガイドラインについて

指定管理者が自販機を設置した施設のうち、社会福祉会館では自販機の収入が指定管理業務の収入に計上されていなかった。

中野区指定管理者制度ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）では、指定管理者が行う施設の管理運営業務は、性質上、指定管理者が区の定めた業務の範囲内で行う指定事業と、指定管理者が指定事業の実施を妨げない範囲において施設の設置目的の効果的な達成のために行う自主事業に分類されている。このうち、指定事業の収入は指定管理料の算定にあたり指定管理業務の収入に計上されるが、自主事業においては計上されない。また、ガイドラインでは、自主事業の例に指定管理者の目的外使用許可による自販機の設置を挙げている。

指定管理者が自販機を設置した施設のうち社会福祉会館を除き、自販機の設置は指定事業として扱われ、自販機の収入が指定管理業務の収入に計上されていた。一方、社会福祉会館では、ガイドラインの例にあることから自主事業として扱われ、自販機の収入が指定管理業務の収入に計上されていなかった。さらに、指定管理者である中野区社会福祉協議会に対して、社会福祉を行う公共的団体として公益的事業の用に供するための設置を理由に使用料を免除していた。

しかしながら、施設の管理業務において施設内に自販機を設置するのは、施設利用者の便宜供与のためであり、その設置は区の定めた業務の範囲のもので指定事業と考える。

社会福祉会館における指定管理料の透明性を確保するため、基本協定の業務範囲を再度確認し、自販機の設置に伴う収入の取扱いについて検討するとともに、使用料の取扱いについても検討されたい。

また、ガイドラインについては、自販機の設置に関し指定事業と自主事業を明確に区別できるよう取扱いを整理されたい。

4 自販機の設置条件について

中野区地域防災計画においては、震災初期の飲料水確保のため、区立施設や公園に設置する自販機には、停電時において飲料を提供できる機能を求めている。

今回の監査において、目的外使用許可及び競争入札を経ない公園施設設置許可により設置する事業者にはそのような災害時に関する対応を設置条件に付与していないことが判明した。

中野区地域防災計画は、区の区域並びに住民の生命及び財産を災害から保護することを目的としている。震災に備えた物資の備蓄を図るため、目的外使用許可及び競争入札を経ない公園施設設置許可により設置する自販機についても災害対応機能を備えることを設置条件に付与することを検討されたい。

このほか、目的外使用許可により設置された自販機には、貸付け及び公園施設設置許可で付与されていた設置や維持管理に関する条件が付与されていないものが見受けられた。自販機設置に関する基本的な事項については統一的な取扱いをするよう検討されたい。